

メタル天ノヲ返却シ金自該職ヲ申出ラタルモ会社側ハ之
志セザリシヲ以テ更ニ被解雇者一同ト協議ノ上固執スル者
ヲ告ケ退出セリ

(2) 第一回ノ被職交渉ヲ拒絶セラル、又前記代表四名ハ並チニ
渋谷町伊達一〇ニ飯高官共方爭議本部ニ引揚ケ協議ノ上全
日午後二時

倉沢銅吉 相寄島茂 薏沢 実 赤津銀藏
稲毛豊助 花岡寛太郎

ノ六名ヲ代表トシ

- (1) 特別手当金ニヶ月分即時支給スルコト
 - (2) 解雇手当金一人当リ三百円宛ヲ支給スルコト
 - (3) 勤続手当金一ヶ月在勤毎ニ三日分ノ手当累加スルコト
- 以上ノ三項ノ要求書ヲ提出セルカ会社側能村監査役ハ「特
別手当金即時支給ニ干シテハ相当考慮ノ余地アルモ他ハ若

シ絶対ノ要求トスルナラハ御断ニル外ニ違ナシト回答セ
ルニ代表者ハ更ニ来訪スル旨ヲ告ケ退出ス

(3) 其後八月三日午後一時全回時ノ二回ニ亘リ爭議団代表花岡
寛太郎外四名会社ヲ訪問シ案ニ提出セル要求事項ニ就キ、
交渉ノ結果会社側ハ解雇當時ノ決定給共額(別記参照)ヲ
更ニ各人ニ対シ時給(一時同ノ給料ニシテ一日九時間ノ
計算)一ヶ月分ヲ給共スベシ若シ之ニ対シテ又不服ナレバ
現金ニテ総額一千五百円ヲ給共シ勤続年限短ク全給共百円
ニ満タサルモノハ之シテ百円ニ切上ケ支給スル旨回答セル
モ爭議団側ハ之ニ志セズ退出ス

(4) 八月四日午前十一時職工側代表飯高官其他八名、会社側能
村監査役ト会見セルカ本日ノ代表ハ何シテ新額ニシテ、昨
三日ノ代表者ト何等連絡ナシモノ、如何最初ノ要求ヲ、繰